

苫小牧市告示第 83 号

公募型見積合わせの実施について

次のとおり公募型見積合わせ（以下「見積」という。）を実施するので、公告します。

令和 8 年 3 月 10 日

苫小牧市長 金澤 俊

1 契約担当部局

〒053-8722

苫小牧市旭町4丁目5番6号

都市建設部総務課（南庁舎3階）電話 0144-32-6455

2 見積に付する事項

- (1) 業務の名称 道路等補修業務（複数単価契約）
- (2) 業務の概要 道路及び道路施設に関する補修
河川、排水路、橋梁等に関する補修
- (3) 業務の仕様書等 設計書による
- (4) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (5) 委託場所 市内一円
- (6) 本件は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約である。契約期間中における市の歳出予算の当該案件に係る金額が減額又は削除された場合には、契約を変更又は解除することがある。

3 見積方法

- (1) 本業務は、設計書に記載の数量を予定数量とした単価契約であり、推定総金額（予定数量×単価）について最低の価格をもって申込みをした者を契約候補者とする。
なお、各単価について予定価格を超えるものがある場合減価交渉を行い、なおも予定価格を超えるものがある場合は、次順位者を契約候補者とする。
- (2) 見積書に記載された単価に消費税及び地方消費税の額を加算した金額を契約金額とする。
消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積書には消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載すること。
- (3) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、契約金額の相当額を加減する。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

4 見積に参加するものに必要な資格

- (1) 苫小牧市契約に関する規則第 42 条第 2 項の規定に基づき作成された名簿において、「土木一式工事」に登録されていること。

- (2) (1) の名簿においてB等級以上に格付けされており、かつ道路維持管理業務の実績を持つとともに地域の特性及び維持管理内容に精通し、緊急時即時対応が可能であること。
- (3) 苫小牧市内に、建設業法における主たる営業所を有すること。
- (4) 地方自治法施行令167条の4を準用し、これに該当しないものであること。
- (5) 市が行なう指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (6) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の苫小牧市建設工事等競争入札の参加の再審査結果を有していること。

5 参加申請

見積合わせへの参加を希望する者は、設計書閲覧後、参加申請書を受け取り、指定の場所に参加申請書を提出する。申請書の提出は持参によるものとする。

- (1) 提出期限 設計書閲覧後から令和8年3月19日まで
- (2) 申請書類の提出先 1に同じ

6 設計書の閲覧

- (1) 閲覧場所 苫小牧市字糸井402-4
道路管理事務所 0144-73-5000
- (2) 閲覧日時 令和8年3月13日から令和8年3月18日まで
(閲覧時間は午前10時から午後3時まで)
- (3) 質問締切 令和8年3月18日 午後3時まで
- (4) 質問方法 書面により質問すること。
- (5) 提出先 1に同じ
- (6) 回答方法 設計書等に対する回答は道路管理事務所が担当し、質問内容及び回答を参加全者に通知する。

7 見積合わせ参加資格審査

参加申請書を提出した者について、申請書の提出期限日に到達後、速やかに参加資格審査を行い結果を通知する。

8 見積執行の場所及び日時等

- (1) 見積場所 苫小牧市旭町4丁目5番6号 都市建設部総務課
- (2) 見積日時 令和8年3月25日 午前10時00分までに提出すること

9 見積手続等

- (1) 契約保証金 苫小牧市契約に関する規則第5条の規定による。
- (2) 契約書作成の要否 必要とする。
- (3) 支払条件 毎月後払いとする。

10 その他注意事項

- (1) 見積のときにおいて、4に規定する資格を有しないものとした見積、契約規則第54条各号に掲げる見積及びこの公告に定める見積に関する条件に違反した見積は無効とする。
- (2) 見積参加者は、苫小牧市契約に関する規則その他関係法令の規定を熟知のこと。